

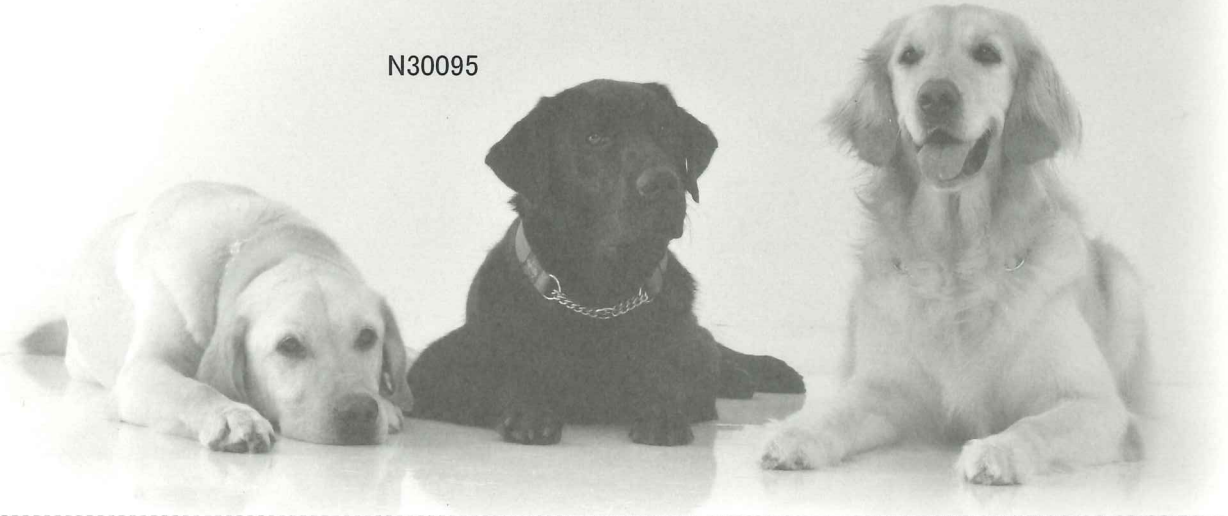
354-0014
富士見市水谷1-1-27

齊藤商事株式会社
尾島 敏也 様

日本盲導犬協会ホームページアドレス
<http://www.moudouken.net/>

ホームページからクレジットカードで寄附することができます。

N30095



税制上の優遇措置について

公益財団法人日本盲導犬協会に対する寄附金(賛助会費を含む)は、税制上の優遇措置があります。

1. 個人の場合

〈所得税(国税)について〉

特定寄附金として寄附金控除限度額まで確定申告の際に「寄附金控除」が認められます。

「所得控除」制度と「税額控除」制度のいずれか有利な方を選択適用できます。

「寄附金控除」を受けるためには、次の書類を添付のうえ、確定申告が必要です。

- ・「所得税控除」制度を選択適用した場合には、当協会が発行した寄附金の領収書(下部領収書)が必要。
- ・「税額控除」制度を選択適用した場合には、下部領収書に加え税額控除に係る証明書の写し(右証明書)が必要。

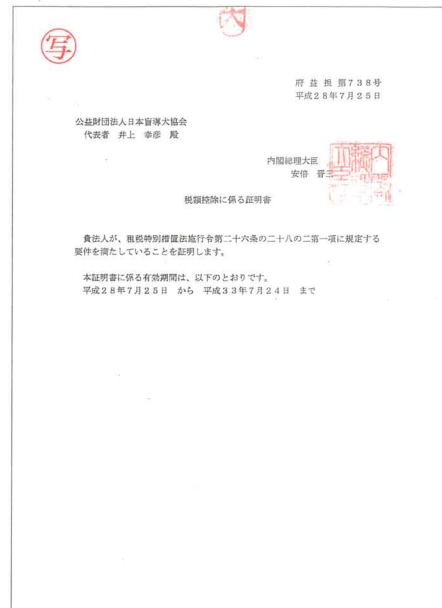
〈住民税(地方税)について〉

神奈川県、横浜市および仙台市の条例により寄附金控除指定団体に指定されています(平成24年1月1日現在)。こちらにお住まいの方は、確定申告を行うことにより、住民税の寄附金税額控除制度の適用を受けることができます。

※領収書に記載されているご住所が住民票と違う場合は、お手数ですが訂正をお願いします。

2. 法人の場合

寄附金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ計算金額内で、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。決算時に確定申告書に当協会が発行した領収書(下部領収書)の添付が必要となります。



領 収 書

No. 63762

N30095

富士見市水谷1-1-27

齊藤商事株式会社
尾島 敏也

様

★ ￥ 92,000 -

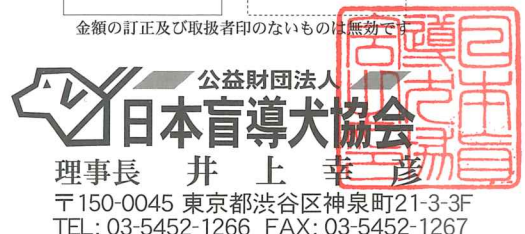
2017 年 05 月 31 日

上記金額正に領収いたしました。
寄付として



公益財団法人
につき、収入
印紙は貼付い
たしません

金額の訂正及び取扱者印のないものは無効です。



寄附金は当協会が行う視覚障がい者の社会参加・自立推進支援として領収いたしました。
当協会は、所得税法施行令第217条第3号及び法人税法施行令第77条第3号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。